

指定介護老人福祉施設 特別養護老人ホーム第二みどりの郷（ユニット型）
運 営 規 程

第1章 総 則

（目的）

第1条 この規定は、社会福祉法人江戸川豊生会が運営する指定介護老人福祉施設「特別養護老人ホーム 第二みどりの郷（ユニット型）（以下「施設」という。）」の運営及び利用について必要な事項を定め、施設の円滑な運営を図ることを目的とする。

（運営の基本方針）

第2条 施設は、その運営にあたって、「老人福祉法」、「介護保険法」、「指定介護老人福祉施設の人員、設備及運営に関する基準」、「特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準」等関係法令（以下「関係法令」という。）を遵守する。

- 2 施設は、ご利用者一人ひとりの意思及び人格を尊重し、施設サービス計画に基づき、その居宅における生活への復帰を念頭において、入所前の居宅における生活と入所後の生活とが連続したものになるよう配慮しながら、それぞれのユニットにおいてご利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことができるよう支援する。
- 3 施設は、ご利用者の意思及び人格を尊重し、常にご利用者の立場に立って指定介護福祉サービスの提供に努める。
- 4 施設は、明るく家庭的な雰囲気有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市区町村等保険者（以下[保険者]という。）、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。
- 5 施設は、ご利用者の人権の擁護、虐待防止等のため、必要な体制の設備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- 6 施設は、指定介護保険施設サービスを提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

（事業所の名称等）

第3条 施設の名称及び所在地は次の通りとする。

- (1) 名 称 : 特別養護老人ホーム 第二みどりの郷（ユニット型）
- (2) 所在地 : 東京都江戸川区江戸川 2-29-5

（入所定員）

第4条 施設の入所定員を48名とする。

- 2 ユニット数及びユニットごとの入所定員は次の各号に掲げる通りとする。

- (1) ユニット数 4 ユニット
- (2) ユニットごとの入所定員 12 名

第2章 職員の職種、人数、及び職務内容

(職員数)

第5条 施設は、「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準」及び「特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準」に基づき、次の職員を配置し、その人数を下回らないものとする。なお、実人員は、施設内に提示又は閲覧可能とする。

- (1) 施設長（管理者） 1 名
- (2) 事務員 1 名以上
- (3) 生活相談員 1 名以上
- (4) 介護職員 16 名以上
- (5) 看護職員 2 名以上
- (6) 機能訓練指導員 1 名以上
- (7) 介護支援専門員 1 名以上
- (8) 医師（嘱託医を含む） 1 名以上
- (9) 管理栄養士 1 名以上
- (10) 調理員 委 託
- 2 夜勤を行う職員 3 名以上
- 3 前項に定めるものの他必要がある場合は、その他の職員をおくことができる。

(職 務)

第6条 職員の職務分掌は次の通りとする。

- (1) 施設長（管理者）以下管理者と表記
施設の業務を統括する。管理者に事故のあるときは、管理課長が職員の職務を代行する。
- (2) 事務員
施設の庶務及び会計事務に従事する。
- (3) 生活相談員
ご利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、ご利用者又は身元引受人（ご家族等）の相談に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。
- (4) 介護職員
ご利用者の日常生活の介護、相談及び援助の業務に従事する。
- (5) 看護職員
ご利用者の看護、保健衛生の業務に従事する。
- (6) 機能訓練指導員
ご利用者の機能回復、機能維持に必要な訓練及び指導に従事する。
- (7) 介護支援専門員
施設サービス計画の作成、施設サービスの実施状況の把握に関する業

務に従事する。

- (8) 医師
ご利用者の健康管理及び保健衛生の管理指導の業務に従事する。
 - (9) 栄養士又は管理栄養士
ご利用者に提供する食事の管理、ご利用者の栄養指導に従事する。
 - (10) 調理員
管理栄養士の管理の基に、給食会社に委託する。
- 2 職務内容に応じ、日常業務の分担については、管理者が別に定める。
 - 3 特に介護支援専門員の業務については、第18条に定めるところによる。

(会議・委員会)

第7条 施設の円滑な運営を図るため、次の会議・委員会を設置する。

2 会議

- | | |
|---------------|--------------|
| (1) 職員全体会議 | (4) 幹部会議 |
| (2) ユニット会議 | (5) 第三者委員会 等 |
| (3) 施設サービス課会議 | |

3 委員会

- | | |
|----------------|---------------------------------------------------|
| (1) 安全衛生委員会 | (7) 医療ケア安全対策委員会 |
| (2) 事故防止検討委員会 | (8) 感染症対策委員会 |
| (3) 虐待防止委員会 | (9) 褥瘡予防委員会 |
| (4) 身体拘束適正化委員会 | (10) 防災委員会・BCP委員会 |
| (5) 食事委員会 | (11) ご利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及職員の負担軽減に資する方策を検討する委員会等 |
| (6) 入所判定会議 | |

- 4 会議・委員会の運営に必要な事項は、管理者が別に定める。

第3章 利用料

(利用料等の受領)

第8条 施設は、法定代理受領サービスに該当する指定介護福祉施設サービスを提供した際には、ご利用者から利用料の一部として、当該指定介護福祉施設サービスについて厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額から当該施設に支払われる施設介護サービス費の額を控除して得られた額の支払いを受ける。

- 2 施設は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護福祉施設サービスを提供した際にご利用者から支払いを受ける利用料の額と、施設サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないように利用料の額を設定する。
- 3 施設は、ご利用者から指定介護福祉施設サービスの提供に伴い、必要となる費用（以下「居住費」という。）の額の支払いを受ける。
- 4 前2項の支払いを受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払いをご利用者から受けることができる。
 - (1) 食事の提供に要する費用
 - (2) 居住に要する費用

- (3) ご利用者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用
 - (4) ご利用者が選定する特別な食事を行ったことに伴い必要となる費用
 - (5) 理美容代
 - (6) 日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、そのご利用者に負担させることが適当と認められるもの
- 5 施設は、前各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめご利用者又はご家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、ご利用者及びご家族の同意を得るものとする。
 - 6 第1から第3までに規定する事項は、別紙に定めた通りとする。

第4章 施設サービスの内容及び運営に関する事項

(入退所)

- 第9条 施設は、身体上又は精神上著しい障害があるために常時介護を必要とし、かつ居宅においてこれを受けることが困難な者に対し、指定介護福祉施設サービスを提供する。
- 2 施設は正当な理由なく指定介護福祉施設サービスの提供を拒まない。
 - 3 施設は、入所定員以上の入所申込みがある場合、入所申込者の介護の必要の程度及びその者のご家族等の状況、並びに施設の受け入れ状況を勘案し、指定介護福祉施設サービスを受ける必要性が高いと認められる者を優先的に入所させるよう努める。
 - 4 施設は、入所申込者が入院治療を必要とする場合その他入所申込者に対し自ら適切な便宜を提供することが困難である場合は、適切な病院若しくは診療所又は介護老人保健施設等を紹介する等の適切な措置を速やかに講じる。
 - 5 施設は、入所申込者の入所に際しては、その者の居宅介護支援事業者に対する照会等により、ご利用者の心身の状況、病歴等の把握に努める。ただし、一律に健康診断書の提出は求めない。
 - 6 施設は、ご利用者について、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、ご利用者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかを定期的に検討する。
 - 7 前項の検討に当たっては、生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員等の職員の間で協議する。
 - 8 施設は、ご利用者の心身の状況及び置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められるご利用者に対し、ご利用者及びご家族の希望、ご利用者が退所後に置かれることとなる環境等を勘案し、ご利用者の円滑な退所のために必要な援助を行う。
 - 9 施設は、ご利用者の退所に際しては、居宅介護支援事業者等に対する情報の提供その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。
 - 10 施設は、ご利用者に次の事由が生じた場合は、身元引受人（ご家族等）に対し、7日間の期間を定め、その理由を付して契約の解除について予告

するものとする。

- (1) ご利用者が無断で退所し、7日間経過しても帰園の見込みがないとき。
- (2) ご利用者が入院し、明らかに3ヶ月以上入院する事が見込まれるとき。
- (3) ご利用者の行動が施設の目的及び運営の方針に著しく反するとき。
- (4) ご利用者が負担すべき費用を3ヶ月間滞納し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われないとき
- (5) ご利用者又はご利用者ご家族からの従業者に対する身体的暴力、精神的暴力又はセクシャルハラスメント等により、従業者心身に危害が生じ、又は生じる恐れ有る場合であって、その気概の発生又は再発防止が著しく困難である等により、ご利用者に対して施設介護サービスを提供する事が著しく困難になった場合

1 1 ご利用者に次の事由が生じた場合は、契約は終了するものとする。

- (1) ご利用者が死亡したとき。
- (2) ご利用者が契約の解除を通告し、7日間が経過したとき。
- (3) 管理者が前項に規定する契約解除の予告をし、予告期間が経過したとき。
- (4) ご利用者が入院した後、概ね3ヶ月を経過しても退院できないとき。
- (5) 他の介護保険施設等への入所が決まり、その受入ができる状態になったとき。

(入所時の書類等の引継)

第10条 ご利用者又は身元引受人（ご家族等）は、入所時の契約に基づいて、ご利用者の次の書類等を用意し管理者に引き継ぐことができる。

- (1) 年金証書
- (2) 健康保険証
- (3) 介護保険制度における被保険者証
- (4) 預貯金通帳
- (5) 印鑑
- (6) 所持する金品
- (7) その他必要と認める書類等

2 管理者は、前項で定める書類及び金品を引き継いだご利用者について、第9条に規定する事由により契約が終了した場合には、身元引受人（ご家族等）と協力し、民法等関係法令の規定及び公序良俗に反しない手続きにより、引き継いだ書類及び金品の処分を行うものとする。

3 第1項及び第2項に規定する事項の具体的な取扱いについては、管理者が別に定める。

(貴重品等の保管)

第11条 管理者は、前条第1項に規定する書類及び所持金品を受領した時は、管理者が管理責任者になるとともに取扱職員を定めるものとする。

2 所持金品の受払いにあつては、取扱職員は管理者の承認を得て行うものとする。また、受払いの状況は、受払帳簿（預貯金、現金にあつては金銭出納

簿)に正確に記録するとともに、関係帳票は確実に整理保管しておかなければならない。

- 3 管理者は、受払帳簿又は金銭出納簿と保管金品を定期的に照合確認(検証)しなければならない。
- 4 第1項から第3項までに規定する事項の具体的な取扱については管理者が別に定める。

(施設入所に当たっての留意事項)

第12条 施設に入所するに当たっての留意事項を次のように定める。

- (1) 施設の安全衛生を害さないこと。
- (2) その他、契約書及び重要事項説明書の内容に反しないこと。

(サービス内容及び手続の説明及び同意)

第13条 施設は、指定介護福祉施設サービスの提供の開始に際しては、入所申込者又は後見人・保佐人・補助人と契約書を取り交わすとともに、運営規定の概要、従業者の勤務体制、その他の入所申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項説明書を交付し説明、同意を得る。

(受給資格等の確認)

- 第14条 施設は、指定介護福祉施設サービスの提供を求められた場合は、その提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめる
- 2 施設は、前項の被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定介護福祉サービスの提供に努める。

(要介護認定の申請にかかる援助)

- 第15条 施設は、要介護認定を受けていない入所申込者について、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合には、入所申込者の意思を踏まえ、速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行う。
- 2 施設は、要介護認定の更新の申請が遅くとも当該ご利用者が受けている要介護認定の有効期限の満了日の30日前には行われるように必要な援助を行う。

(入退所の記録の記載)

第16条 施設は、入所に際しては入所の年月日並びに入所している介護保険施設の種類及び名称を、退所に際しては退所の年月日を、当該ご利用者の被保険者証に記載する。

(保険給付のための証明書の交付)

第17条 施設は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護福祉施設サービスに係る費用の支払を受けた場合は、その提供した指定介護福祉施設サ

サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書をご利用者に対して交付する。

(施設サービス計画の作成)

- 第18条 管理者は、介護支援専門員に施設サービス計画の作成に関する業務を担当させる。
- 2 施設サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員（以下「計画担当介護支援専門員」という。）は、施設サービス計画の作成に当たっては、地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用を含めて施設サービス計画上に位置づけるよう努める。
 - 3 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、ご利用者について、その有する能力、その置かれている環境の評価を通じてご利用者が現に抱えている問題点を明らかにし、ご利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき難題を把握する。
 - 4 計画担当介護支援専門員は、前項に規定する解決すべき課題の把握（以下「アセスメント」という。）に当たっては、ご利用者及びそのご家族に面接して行う。課題分析の方式については、厚生労働省通知に基づく。
 - 5 計画担当介護支援専門員は、面接の趣旨をご利用者及びそのご家族に対して十分に説明し、理解を得る。
 - 6 計画担当介護支援専門員は、ご利用者の希望及びご利用者についてのアセスメントの結果に基づき、ご利用者のご家族の希望を勘案して、ご利用者及びそのご家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、指定介護福祉施設サービスの目標及びその達成時期、指定介護福祉施設サービスを提供する上での留意事項等を記載した施設サービス計画の原案を作成しなければならない。
 - 7 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議（ご利用者に対する指定介護福祉施設サービスの提供に当たる他の担当者を招集して行う会議をいう。）の開催、担当者に対する照会等により、施設サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。
 - 8 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の原案の内容についてご利用者又はそのご家族に対して説明し、文書により同意を得る。
 - 9 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画を作成した際には、延滞なく、当該施設サービス計画をご利用者に交付する。
 - 10 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成後、施設サービス計画の実施状況の把握（ご利用者についての継続的なアセスメントを含む。）を行い、必要に応じて施設サービス計画の変更を行う。
 - 11 計画担当介護支援専門員は、前項に規定する実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）に当たっては、定期的にご利用者に面接し、モニタリングの結果を記録する方法により、ご利用者及びそのご家族並びに担当者との連絡を継続的に行う。
 - 12 計画担当介護支援専門員は、次に掲げる場合においては、サービス担当

者会議の開催、担当者に対する照会等により、施設サービス計画の変更の必要性について、担当者から専門的な見地からの意見を求める。

- (1) ご利用者が要介護更新認定を受けた場合
- (2) ご利用者が要介護状態区分の変更の認定を受けた場合

13 施設サービス計画の変更を行う場合には、前2項から前9項の規定を準用する。

(計画担当介護支援専門員の業務)

第19条 計画担当介護支援専門員は、前条の業務のほか、次に掲げる常務を行う。

- (1) 申込者の入所に際し、その申込者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等の利用状況を把握する。
- (2) ご利用者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討し、従業者の間で協議する。
- (3) 居宅において日常生活を営むことができると認められるご利用者に対し、本人及びそのご家族の希望、退所後に置かれることとなる環境等を勘案し、円滑な退居のために必要な援助を行う。
- (4) ご利用者の退所に際し、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者に対して情報を提供する。
- (5) ご利用者の退所に際し、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接に連携する。
- (6) 身体的拘束の様態及び時間、その際のご利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。
- (7) 苦情の内容を記録する。
- (8) 事故の状況及び事故に際して採った処置を記録する。

(指定介護福祉施設の取扱方針)

第20条 ご利用者がその有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、施設サービス計画に基づき、ご利用者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、日常生活を支援するものとして行う。

- 2 それぞれのユニットにおいてご利用者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行う。
- 3 サービスの提供は、施設サービス計画に基づき、漠然かつ画一的なものにならないよう配慮して行う。
- 4 自立した生活を支援することを基本として、要介護状態の軽減又は悪化の防止に資すよう、その者の心身状態を常に把握しながら適切に行う。
- 5 従業者はサービスの提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、ご利用者またはそのご家族に対し、処遇上必要な事項について、理解しやすいように説明を行う
- 6 施設は、サービス提供に当たっては、当該ご利用者又は他のご利用者等の

生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他のご利用者の行動を制限する行為を行わない。

- 7 施設は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際のご利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
- 8 自らが提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図る。

(介護)

第21条 それぞれのユニットにおいてご利用者同士が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、ご利用者の心身の状況等に応じ、適切な技術をもって行う。

- 2 ご利用者の日常生活における家事を、ご利用者が、その心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援する。
- 3 施設は、ご利用者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、入浴の機会を提供する。やむを得ない場合には、清拭を行うことをもって入浴の機会の提供に代える。
- 4 施設は、ご利用者の心身の状況に応じて、適切な方法により、排泄の自立について必要な支援を行う。
- 5 施設は、おむつを使用せざるを得ないご利用者について排せつの自立を図りつつ、適切な取り換えを行う。
- 6 施設は、褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備する。
- 7 施設は、ご利用者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援する。
- 8 施設は、夜間を含めて常時一人以上の常勤の介護職員を介護に従事させるものとする。
- 9 施設は、ご利用者に対し、その負担により、当該施設の従業者以外の者による介護を受けさせない。

(食事の提供)

第22条 ご利用者の食事は、栄養並びにご利用者の心身の状況及び嗜好を考慮して提供する。

- 2 ご利用者の心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行う。
- 3 ご利用者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、ご利用者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事を摂ることができるよう必要な時間を確保する。
 - (1) 朝食 8時00分から
 - (2) 昼食 12時00分から
 - (3) 夕食 18時00分から
- 4 ご利用者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、ご利用者が共同生活室で食事を摂ることができるよう支援する。

(相談・援助)

第23条 施設は、常にご利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、ご利用者又はご家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

(社会生活上の便宜提供等)

第24条 施設は、嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、ご利用者が自立的に行うこれらの活動を支援する。

- 2 施設は、ご利用者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続きについて、ご利用者又はそのご家族において行うことが困難である場合は、その者の同意を得て代わって行う。
- 3 施設は、常にご利用者のご家族との連携を図るとともに、ご利用者とそのご家族の交流の機会を確保するよう努める。
- 4 施設は、ご利用者の外出の機会を確保するよう努める。

(機能訓練)

第25条 施設は、ご利用者に対し、機能訓練計画に基づいてその心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を回復し、又はその減退を防止するための訓練を行う。

(健康管理)

- 第26条 施設の医師又は看護職員は、常にご利用者の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置をとる。
- 2 施設は、入院及び治療を要するご利用者のため、協力医療機関を定める。及び協力医療機関との必要な情報共有を1年に1回以上行う事とする。また、協力歯科医院を定める。
 - 3 施設は、平時より協力医療機関と緊急時の対応方法について定期的に協議・確認する。
 - 4 施設は、協力医療機関より退院可能になったご利用者に対し、施設での受け入れが可能な場合は速やかな受け入れを実施する。
 - 5 施設は、常にご利用者の健康の状況に注意するとともに、年1回以上の定期健康診断を実施し、その記録を個人別に記録しておくものとする。

(ご利用者の入院期間中の取扱)

第27条 施設は、ご利用者について、病院又は診療所に入院の必要が生じた場合であって入院後概ね3ヶ月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、ご利用者及びそのご家族の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を提供するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該施設に受け入れる。

(ご利用者に関する保険者への通知)

第28条 施設は、ご利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞な

く意見を付して、その旨を保険者に通知する。

- (1) 正当な理由なしに指定介護福祉施設サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
- (2) 偽り、その他の不正行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(外出及び外泊)

第29条 ご利用者は、外出又は外泊しようとするときは、その都度、外出・外泊先、用件、事業所へ帰着する予定日時等を管理者に届出るものとする。

(事業所・設備)

第30条 事業所・設備の利用時間や生活ルール等は、管理者がご利用者と協議のうえ決定する。

- 2 ご利用者は、定められた場所以外に私物を置いたり、占用してはならない。
- 3 事業所・設備等の維持管理は従業者が行う。

(事業所内の禁止行為)

第31条 ご利用者及び身元引受人等は、事業所内で次の行為をしてはならない。

- (1) 喧嘩、口論、泥酔等他人に迷惑をかけること。
- (2) 政治活動、宗教、習慣等により、自己の利益のために他のご利用者及び従業者の自由を侵害したり、排撃したりすること。
- (3) 指定した場所以外で火気を用いること。
- (4) 事業所の秩序、風紀を乱し、又は安全衛生を害すること。
- (5) 故意又は無断で、事業所若しくは備品に損害を与え、又はこれらを事業所以外に持ち出すこと。
- (6) 他のご利用者及び従業者への身体的、精神的暴力及びハラスメント行為

(身体拘束)

第32条 従業者は、施設サービスの提供にあたっては、ご利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他ご利用者の行動を制限する行為を行ってはならない。

なお、緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際のご利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録しなければならない。

- 2 施設は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。
 - (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図るものとする。

- (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、身体拘束等の廃止・適正化のための研修を年2回以上実施する。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第33条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じる。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を2月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に十分に周知する。
 - (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
 - (3) 施設は、従業者に対し、虐待の防止のための研修を年2回以上実施する。
 - (4) (3)に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 前項(1)に規定する委員会は、テレビ電話装置等を活用し行うことができるものとする。

(勤務体制の確保等)

第34条 施設は、ご利用者に適切な指定介護福祉サービスを提供できるよう、職員の勤務の体制を定める。

- 2 ご利用者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮する観点から定める従業者配置を行う。
 - (1) 昼間については、ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置する。
 - (2) 夜間及び深夜については、2ユニットごとに1人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置する。
 - (3) ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置する。
- 3 当該ユニット型指定介護老人福祉施設の従業者によって介護サービスを提供する。ただし、ご利用者に対する介護サービスの提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではない。
- 4 施設は、従業者に対し、その資質向上のための研修の機会を確保する。
- 5 施設は、従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講ずるものとする。
- 6 管理者は、ユニットケアの質の向上の観点から、ユニットケア施設管理者研修を受講するよう努めるものとする。

第5章 緊急時における対応方法

(緊急時等の対応)

第35条 施設は、現に指定介護福祉施設サービスの提供を行っているときにご利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた場合は、速やかにご家族連絡及び嘱託医又は施設看護職員又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡又は救急車要請等の措置を講じる。

(1) 嘱託医 (配置医)

長栄クリニック

鹿野 壽満

東京都江戸川区西小岩 4-1-20

(2) 協力医療機関

葛西中央病院

東京都江戸川区船堀 7-10-3

(事故防止及び発生時の対応)

第36条 ご利用者に対する指定介護福祉施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに保険者、ご利用者のご家族に連絡を行うとともに必要な措置を講じる。

2 ご利用者に対する指定介護福祉施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行う。

3 施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じる。

(1) 事故防止のための対策を検討する委員会を月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図るものとする。

(2) 事故が発生した場合の対応及び事故防止のための指針を設備する。

(3) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備する。

(4) 施設は、従業者に対する事故防止のための研修を年2回以上実施する。

(5) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための安全対策責任者を置く。

第6章 非常災害対策

(非常災害対策)

第37条 非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを職員に周知するとともに、定期的に避難誘導、初期消火、夜間想定等を含め所轄消防署と連携し年2回以上訓練を実施する。

2 消防法に準拠して防災計画を別に定める。

3 感染症や災害が発生した場合でもご利用者が継続して必要な支援を受けられるよう事業継続計画を策定し、具体的な内容を共有する為に研修及び訓練を各々年2回以上実施する。

- 4 施設は、前項に規定する消防訓練及び事業継続計画訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

第7章 その他の運営に関する事項

(定員の厳守)

第38条 施設は、入所定員及び居室の定員を超えて運営しない。ただし、関係法令に基づき、災害その他やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(衛生管理等)

- 第39条 施設は、ご利用者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品及び医療器具の管理を適正に行う。
- 2 施設は、当該施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
- (1) 施設における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催することとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 施設における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 - (3) 施設において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を年2回以上実施する。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行う。

(重要事項の掲示)

第40条 施設は、見やすい場所に、運営規定の概要、従業員の勤務体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示又は閲覧可能にするとともに、法人ホームページに掲載する。

(個人情報の保護)

- 第41条 事業所は、ご利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努める。
- 2 事業所が得たご利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じご利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(秘密保持等)

第42条 施設の従業者及び従業者であった者は、正当な理由がなく、その業務上知り得たご利用者又はそのご家族の秘密を漏らしてはならない。また、

秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じる。

- 2 施設は、居宅介護支援事業等に対して、ご利用者に関する情報を提供する際にはあらかじめ文書によりご利用者の同意を得る。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止)

第43条 施設は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、要介護被保険者に当該施設を紹介することの代償として、金品その他財産上の利益を供与しない。

- 2 施設は、居宅介護支援事業者又はその従業者から、当該施設からの退所者を紹介することの代償として、金品その他財産上の利益を収受しない。

(損害賠償)

第44条 ご利用者が、故意又は過失によって施設の設備等に損害を与えた時は、その損害を弁償させ又は原状に回復させることができる。

(苦情への対応)

第45条 施設は、その提供した指定介護福祉施設サービスに関するご利用者及びそのご家族からの苦情に迅速かつ適正に対応するために、苦情を受付けるための窓口を設置する。苦情受付における担当者は以下とする。

苦情受付責任者	第二みどりの郷施設長（管理者）
苦情受付担当者	第二みどりの郷生活相談員及び施設介護支援専門員
苦情相談連絡先	特別養護老人ホーム第二みどりの郷
	TEL 03-5664-2029（8時30分～17:30）
第三者委員	鹿野 壽満 TEL03-3670-7825
	花島 宣人 TEL03-3671-3012

- 2 施設は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。
- 3 施設は、その提供した指定介護福祉施設サービスに関し、保険者が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め、又は保険者の職員からの質問及び照会に応じご利用者からの苦情に関して、保険者が行う調査に協力するとともに、保険者から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行い、その求めに応じて報告する。
- 4 施設は、その提供した指定介護福祉施設サービスに関する、国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行い、その求めに応じて報告する。
- 5 管理者は、苦情を申し立てたご利用者に対していかなる差別的な取扱いも行っていない。
- 6 苦情申立は施設の苦情受付窓口以外にも以下に申立することが出来るものとする。

江戸川区介護保険課事業者調整係

TEL 03-5662-0032

千葉県社会福祉協議会
TEL 043-246-0294
江戸川区社会福祉協議会苦情解決委員会事務局
TEL 03-3653-6275
東京都国民健康保険団体連合会
TEL 03-6238-0177

(地域等との連携)

- 第46条 施設は、運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努める。
- 2 施設は、ご利用者からの苦情に関して、市区町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市区町村が実施する事業に協力するように努める。

(改正)

- 第47条 この規程の改正は理事会の議決により行う。

(その他運営に関する重要事項)

- 第48条 事業所は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次の通り設けるものとし、また、業務体制を整備する。
- (1) 採用時研修 採用後、施設内新人研修又は法人新人研修に参加する。
- (2) 継続研修 法人フォローアップ研修・法人ステップアップ研修等に参加する。
- 2 施設は、従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講ずるものとする。
- 3 施設は、介護現場における生産性の向上に資する取り組みを行うとともに必要な措置を講じる。
- (2) 現場における課題の抽出および分析した上で、入所者の安全並びに介護サービスの質の確保および職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図るものとする。

第8章 会計の区分及び記録の整備

(会計の区分)

- 第49条 施設は、指定介護福祉施設サービスの事業の会計をその他の事業の会計と区分する。

(記録の整備)

第50条 施設は、次の諸記録を整備し、その完結の日から保存期間は5年とする。

- (1) 施設サービス計画
 - (2) 提供した具体的なサービス内容の記録
 - (3) 緊急やむをえない場合の身体的拘束等の態様及び時間、その際のご利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
 - (4) ご利用者が、施設サービスの利用に関する指示に従わないことにより要介護状態を悪化させた時の記録、及びご利用者が不正の行為によって保険給付を受けようとした時の記録
 - (5) ご利用者及びそのご家族からの苦情の内容の記録
 - (6) 事故の状況及び事故に際して採った処置の記録
- 2 介護給付費請求書・介護給付費明細書(国保連請求控え)の事業所での保存期間は5年とする。

(法令との関係)

第51条 この規程に定めのないことについては、関係法令に定めるところによる。

- 2 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人江戸川豊生会と施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、2022年4月1日から施行する。

この規程は、2023年4月1日に一部改正する。

この規程は、2024年4月1日に一部改正する。

利用料金表 (別紙 1)

●A パック 日用品 150 円/日

(基本日用品費に含まれるもの)
ボックスティッシュ、ウェットティッシュ、歯ブラシ、歯磨き粉

●B パック 日用品 350 円/日

(基本日用品費に含まれるもの)
A パックの内容
+
入れ歯用歯ブラシ、入れ歯用洗浄剤、入れ歯用安定剤、口腔洗浄剤、ベビーオイル、
ベビーパウダー、ベビーローション、剃刀 (男性用・女性用)、シェービングジェル、
洗顔フォーム、乾電池

●C パック 日用品 450 円/日

(基本日用品費に含まれるもの)
B パックの内容
+
ボタン電池、舌ブラシ、クルリーナ (ブラシタイプ)

●立替金事務手数料 60 円/日

●貴重品 (通帳・印鑑・現金等) 管理料 50 円/日

●その他の個別サービス利用料金

ボタン電池	実費
レクリエーション参加費	実費
行事参加費	実費
予防接種	実費
希望による特別食・出前等	実費
希望を募って行う外出・旅行等にかかる経費	実費②
希望による特別外出	実費②
嗜好品の購入代金 (買い物等)	実費
個人の新聞・雑誌等	実費
理容・美容 (訪問理美容)	実費
クリーニング代 (外部に委託)	実費
切手・ハガキ代	実費
電話代	1 回 30 円
FAX 代	1 枚 30 円
コピー代	1 枚 10 円
カラーコピー代	1 枚 50 円
写真代	1 枚 30 円

当園車両を利用しての外出は移送費として実費（走行距離 1km あたり 70 円）
 駐車料金、高速料金、食事代、入館料、宿泊費等は別途実費

●施設利用料（1日あたりの自己負担額目安）

地域区分単価：×10.90

	単位数	1割負担分	2割負担分	3割負担分
要介護1	670 単位	731 円	1,461 円	2,191 円
要介護2	740 単位	807 円	1,614 円	2,420 円
要介護3	815 単位	888 円	1,777 円	2,665 円
要介護4	886 単位	966 円	1,932 円	2,898 円
要介護5	955 単位	1,041 円	2,082 円	3,123 円

上記以外でも個別に依頼されたサービスについては、その都度実費をいただきます。

*当園嘱託医の処方による、薬剤・処置に必要な医療材料費は、医療保険対象となり
 ます。

●居住費及び食費（介護保険給付外サービス）

○基準費用額 (単位：円/日)

	居住費（滞在費）	食費
ユニット型個室	2,006 円	1,445 円

ご利用者負担段階と負担限度額
 (日額)

区分	居住費（滞在費） ユニット型個室	食費
第1段階	820 円	300 円
第2段階	820 円	390 円
第3段階①	1,310 円	650 円
第3段階②	1,310 円	1,360 円
第4段階	2,700 円	1,900 円

- ※ 食費については食数ではなく 1 日あたりの単価となりますので、ご了承下さい。
- ※ ご利用者が入院・外泊期間中においても居室が確保されている場合は、居住費を負担していただきます。
- ※ 各自治体では、所得や預貯金等が一定以下の方は、負担限度額の認定を受けることで負担の上限額(負担限度額)が定められ、一般の方に比べると負担が軽減されます。
- ※ 減額申請手続きがなされていない場合は、基準費用額での請求となりますので、ご注意ください。

附 則

この規程別紙は、2022 年 4 月 1 日から施行する。

この規程別紙は、2023 年 7 月 1 日に一部改正する。

この規程別紙は、2024 年 4 月 1 日に一部改正する。